

## 自主企画公演・展示事業（第2～6条関係）

※助成金の申請書は、事業の日の60日前までに提出のこと

### 1 助成の対象と活動範囲

- (1) 美術活動(絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザインその他の美術活動)
- (2) 音楽活動(邦楽、洋楽その他の音楽活動)
- (3) 演劇活動(伝統演劇、現代演劇、ミュージカルその他の演劇活動)
- (4) 舞踊活動(邦舞、民謡、洋舞その他の舞踏活動)
- (5) その他(市民文化の振興および創造に寄与する活動)

### 2 助成の対象となる団体

燕市内に活動の本拠を有する文化団体、各種団体、自主企画事業を実施するため組織された実行委員会等で、次の各号のいずれにも該当する団体。

- (1) 規約等を有し、かつ、代表者、所在地及び会計処理が明確であること。
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- (3) 一定の活動実績があること。ただし、発足後間もない団体については、今後の活動計画が定まっていること。
- (4) 前3号の規定に関わらず、次の団体は対象としない。

ア 文化施設の運営を目的とする団体

イ 営利を主たる目的とする団体

ウ 学校の文化サークル

エ 政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体

オ 特定の流派、教授所、教室等及びそれらに関係している団体

カ 構成員の大多数が団体の活動分野を主な職業としている団体

### 3 助成の対象となる事業

助成の対象となる団体が、燕市文化会館で行う自主企画による公演・展示事業で、かつ、市民の文化に対する関心を高め、日常の文化活動を活発にすることに寄与する事業及び、教育委員会が特に必要と認める事業。

ただし、次の事業は対象としない。

- (1) 専ら出版物、電子記録物、インターネット等により発表・公開又は展示する事業

- (2) 営利、チャリティーを主たる目的とする事業
- (3) 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等の温習会又は発表会
- (4) 学術的な会合
- (5) 毎年度定例的に実施している事業で、内容に過去の年度と比べて大きな変更のない事業（5の倍数の周年事業及び結成又は初開催から3年間に開催する事業を除く。）
- (6) 事業の鑑賞者が実施団体の構成員及びその関係者に限られる事業
- (7) 外部の団体等が大部分を制作する事業
- (8) 外部の団体等が企画又は製作した事業の買取り又は招へいを中心とする事業

#### 4 助成の対象となる経費

別表1に掲げる経費

#### 5 助成金の額

助成対象経費から、次に掲げる収入を控除した額の2分の1の範囲で、教育委員会の定める額とし、上限30万円とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 入場料収入（これに準ずるものも含む）
- (2) 参加料収入

#### 6 助成回数の制限等

助成金の運営費化を防ぐとともに、公平を図るため、助成金の交付の回数は、同一団体につきそれぞれ1年度1回とする。また、3回交付を受けたごとに、3年間助成金の申請をできない。ただし、教育委員会が必要と認めたものを除く。

別表 1

## 【自主企画公演・展示事業】

	項目	細目	内訳	
助成対象経費	出演・音楽・文芸・美術費	出 演 費	指揮料、演奏料、ソリスト料 等	
		音 樂 費	作曲料、編曲料、作詞料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等、調律料	
		文 芸 費	出演料、監修料、振付料、舞台監督料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料 等 舞台美術・衣裳等デザイン料	
		美 術 費	作品借料（保険料を含む。）	
助成対象経費	設営・舞台費	設 営 費	会場設営・撤去費、美術作品運搬費 等	
		舞 台 費	大道具費、小道具費、衣装費、楽器運搬費、照明費、音響費、道具運搬費 等	
助成対象経費	謝金・旅費・宣伝等費	謝 金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理員等賃金等	
		旅 費	交通費、宿泊費、日当 等	
		通 信 費	案内状送付料 等	
		宣 伝 費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、立看板費 等	
		印 刷 費	プログラム印刷費（無料配布するもの。）、図録印刷費（無料配布するもの。）、入場券印刷費、チラシ印刷費、台本印刷費、ポスター印刷費、資料印刷費 等	
		記 録 費	録画費、録音費、写真費 等	
☆ 会館使用料（附帯設備含む）は、無料とします。				
☆ 出演・音楽・文芸費・美術費は、専門分野の芸術家又は芸術団体に支払われる場合のみ助成対象経費となります。				

- ☆ 前日又は当日に行うゲネプロ（通し総稽古）に係る経費も助成対象経費となります。
  - ☆ プログラム及び図録印刷経費は、一部でも有料配布する場合は、全て助成対象外経費となります。
  - ☆ 印刷費は実施団体又はその構成員が所有する機材による印刷の場合は助成対象外経費となります。

助成対象外経費	○入場券等販売手数料	○事務所維持費
	○会館の許可を得て、館内で有料配布する場合のプログラム・図録等の作成経費（原稿執筆謝金、印刷費等）	○職員給与
	○コンクール、公募展等に係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・賞品代	○事務機器・文具事務用品等の購入費
	○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）	○印刷代
	○自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料等	○振込手数料
	○ゲネプロを除く練習場借料及び練習に係る経費	○電話・ファックス・電子メール代
	○出演者・作品など募集に係る経費（印刷費、通信費等）	○交際費・接待費
	○イベント保険等の保険料等	○予備費
	○附帯関連行事（講演会、シンポジウム、ワークショップ等）の経費	○取材・会議・企画・製作・打合せ等に係る経費
		○レセプション・パーティーに係る経費